

平成19年3月30日判決言渡 同日原本交付・裁判所書記官

平成18年(ワ)第40号不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成19年2月20日

判 決

原 告

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士

同 復 代 理 人 弁 護 士

東京都品川区東品川2丁目3番14号

被 告

同 代 表 者 代 表 取 締 役

同 代 理 人 支 配 人

松 尾 紀 男

河 野 智 幸

C F J 株 式 会 社

ダレン・バックリー

古 田 哲 夫

主 文

- 1 被告は、原告に対し、169万0196円及びこれに対する平成15年11月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、169万1862円及びこれに対する平成15年11月20日(最終取引日の翌日)から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 請求原因

1 原告は、平成6年5月26日から平成15年11月10日までの間、別紙1のとおり、貸金業者であるディックファイナンス株式会社（以下「ディックファイナンス」という。）との間で、利率年18パーセントの約定で、同社からの借り入れ及び同社に対する支払を継続した。

利息制限法（以下「利限法」という。）1条1項の制限利率を用いて利息充当の引き直し計算をすると、平成14年12月12日時点で、18万0068円の過払金が生じている。

2 原告は、平成3年4月4日から平成15年11月19日までの間、別紙2のとおり、貸金業者である株式会社ユニマットライフ（以下「ユニマットライフ」という。）との間で、利率年18パーセントの約定で、同社からの借り入れ及び同社への支払を継続した。

利限法1条1項の制限利率を用いて利息充当の引き直し計算をすると、平成14年12月10日時点で、121万5696円の過払金が生じている。

3 平成15年1月1日、ディックファイナンスは被告へ商号変更した。

4 被告は、平成15年1月6日付けで、ユニマットライフを吸収合併した。

5 そこで、原告のユニマットライフへの前記2の過払金121万5696円を、平成15年1月6日付けで、ディックファイナンスへの弁済に充当し、その後の取引を一本化すると、別紙3のとおりとなり、原告の被告に対する過払金169万1862円が生じている。

これは、法律上の原因なく、原告の損失により被告が利得したものであり、被告の不当利得である。

6 被告は、過払金の取得につき、悪意の受益者である（民法704条）。

7 よって、原告は、被告に対し、不当利得として、過払金169万1862円及びこれに対する平成15年11月20日（最終取引日の翌日）から支払済みまで年5分の割合による利息（民法704条）の支払を求める。

第3 請求原因に対する認否

1(1) 請求原因事実1のうち、平成6年5月26日から平成8年3月13日までの貸付、返済の事実は認める（別紙4。以下「本件取引1」という。）。

また、原告は、平成8年3月13日に28万7152円を返済し、取引は終了した。

(2) 原告は、平成9年4月8日、新たに30万円を借り入れて新規取引を開始した（以下「本件取引2」という。）。以後、平成15年11月10日まで継続的に取り引きしたことは認める。取引履歴は、別紙5のとおりである。

仮に過払金が生じているとしても、原告が被告に対して有する過払金返還請求権は、6万3189円を超えては存在しない。

(3) その余は否認する。

2(1) 請求原因事実2のうち、平成3年4月4日から平成15年11月19日までの間、取り引きされたことは認めるが、別紙6のとおり、①平成3年4月4日時点で、それ以前の取引による残元金28万4712円が存するし、②平成8年3月13日に、原告が48万3694円を返済し、一旦取引は終了した（以下「本件取引3」という。）。

(2) その後、別紙7のとおり、平成9年10月20日、原告は、新たに20万円を借り入れて新規取引を開始し（以下「本件取引4」という。）、平成15年11月19日に取引を終了した。

仮に過払金が生じているとしても、原告が被告に対して有する過払金返還請求権は、1910円を超えては存在しない。

(3) その余は否認する。

3 請求原因事実3及び4は認める

4 請求原因事実5ないし7は争う。

第4 抗弁（消滅時効）

1 本件取引1については、平成8年3月13日の終了時点で11万5172円

の過払金が発生しているとしても（別紙4），その過払金返還請求権は，遅くとも平成18年3月13日の経過により時効消滅した。

この消滅時効援用の意思表示をする。

- 2 本件取引3については，平成8年3月13日の終了時点で65万3402円の過払金が発生しているとしても（別紙6），その過払金返還請求権は，遅くとも平成18年3月13日の経過により時効消滅した。

この消滅時効援用の意思表示をする。

第5 抗弁に対する認否

そもそも，本件取引1及び2，本件取引3及び4を個別契約として，引き直し計算を行うべきではなく，請求原因において主張した計算方法にしたがって過払金を算出すべきであり，その結論は，請求原因事実5で述べたとおり，平成15年11月19日現在，169万1862円の過払金として一本化して算出される。

ゆえに，消滅時効の完成をいう被告の主張は，その前提を欠き失当である。

第6 争点

- 1 本件取引1ないし4は，それぞれ個別に過払金を算出すべきか，一連の取引として，先に生じた過払金は，後に行われた借入の弁済に充当すべきか。
- 2 本件取引1及び3で生じた過払金返還請求権は時効消滅するか。

第7 争点1及び2についての判断

- 1 被告のような貸金業者と，継続的金銭消費貸借契約を締結して，継続的に金銭の借入及び返済を繰り返す場合において，貸金業者の計算上，残債務が存する場合には，未だ一つの継続的取引が終了していないものと考え，仮に，利限法1条1項に定める制限利率を用いて利息の引き直し計算を行った場合に，途中で過払金が生じた場合には，本来的には可能な限り残債務額を減少させたいと願う借主の合理的意思に鑑みて，次に借り入れた金額を，過払金額に満つるまで，当該過払金の返還（弁済）に充当する方法により，取引残額を計算すべ

きであるし、仮に、同一当事者間で、併存する他の貸付が存在する場合には、やはり、前記合理的意思に鑑みて、他の残存する貸付債務の弁済に充当されると解するのが相当である。

- 2 ところで、本件被告の主張する計算方法によると、たまたま併存する貸付が存在しない場合には前述したような充当が生じず、単に過払金返還請求権を行使しうるだけということになるが、これでは、新たな貸付について高利の利息が発生するということになり、借主による過払金返還請求権の適切な行使を期待できない現状の下では、結論において、併存する貸付が存在する場合との均衡を失するし、貸付が多数回にわたって連続的かつ並行的に行われている場合には、過払金発生時に他の貸付債権が併存しているか否かは全くの偶然に左右されるものであり、両者の取り扱いを異にすることは合理性に乏しい。

このような点に鑑みると、過払金は、その後発生する他の口の貸付債権にも、民法489条、491条の趣旨に沿って、当然に充当されるものと解するのが相当である。

- 3 以上の前提に立ち、本件においては、本件取引1及び2、本件取引3及び4は、それぞれ一連の取引として利息の引き直し計算をされるべきものであり、会社が吸収合併された平成15年1月6日時点で生じている過払金は全て合算し、同日以降は、本件取引1ないし4は、全て一連の取引として弁済充当計算がなされるべきものである。

かかる計算方法と同一の充当計算を行っている原告の請求原因における計算方法は是認できるものである。

- 4 なお、被告は、本件取引3は、平成3年4月4日時点で、それ以前の取引による残元金28万4712円が存する旨主張するが、証拠上、かかる残元金の存在は認められないので、残元金は0として計算するのが相当である。

また、原告は、過払利息については最終取引日以前は利率0としているので、当裁判所もこれにならうものである。

5 前記認定の方法で、本件取引1及び2につき利息の引き直し計算を行ったものが別紙8、本件取引3及び4につき利息の引き直し計算を行ったものが別紙9、本件取引1ないし4を合算したものが別紙10であり、その結果、原・被告間の取引においては、169万0196円の過払金が発生していることになる。

被告の消滅時効の抗弁に理由がないことは明らかである。

6 被告は、貸金業者であり、過払金の取得につき悪意の受益者といえるから、過払金残元金に対する平成15年11月20日（最終取引日の翌日）から年5分の割合による利息の支払を求める原告の請求は理由がある。

7 よって、主文のとおり判決する。

佐賀地方裁判所武雄支部

裁 判 官 吉 崎 敦 憲

